

医業等の所得区分計算書（所得配分方式）

整理番号

住所	(電話 - -)	事業の種類	医業・歯科医業・薬剤師業 あん摩、マッサージ業等
氏名		関与税理士	(事業所所在地) 電話 - -
診療科目	事業期間		年 月 日～ 年 月 日

区 分	総 額	社会保険診療	自由診療等	備 考	
医業等に係る収入金額	1	③ (①+②) 円	①(ア)の額 円	②(イ)の額 円	※「医業等に係る収入金額」には、「医業等に係る収入金額」に含めない収入を控除した金額を記載してください。 ※②の額が事業主控除以下の場合、「按分率」欄以下の記載は必要ありません。 ※④の数値は、小数点以下第5位を切り上げ、第4位までを求めてください。 ただし、第5位が0の場合は切り上げできません。 ※⑥及び⑨の額は、円未満を切り捨ててください。
按分率	2	1.0000	④ (①÷③)	0.	
青色申告特別控除前の所得金額	3	⑤ 円	⑥ (⑤×④) 円	⑦ (⑤-⑥) 円	
青色申告特別控除額	4				
所得税の所得金額 (3-4)	5				
青色事業専従者給与額又は事業専従者控除額	6	⑧	⑨ (⑧×④)	(⑧-⑨)	

社会保険診療収入		
健康保険法	円	生活保護法（介護扶助のための介護は介護保険法の規定に準ずる） ※2
国民健康保険法		中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
高齢者の医療の確保に関する法律		精神保健及び精神障害者福祉に対する法律
船員保険法		麻薬及び向精神薬取締法
国家公務員共済組合法		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
防衛省の職員の給与等に関する法律		心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律
地方公務員等共済組合法		介護保険法 ※2
私立学校教職員共済法		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ※3
戦傷病者特別援護法		難病の患者に対する医療等に関する法律
母子保健法		
児童福祉法 ※1		査定損益金額
原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律		合 計 (ア)

自由診療収入	医業等に附随する収入
労働者災害補償保険法等診療収入	電気・ガス等使用料収入
自動車損害賠償保障法等診療収入	衛生材料等販売収入
自費診療収入	不用品売却収入
健康診断、予防注射等受託医療収入	利子給付金・事務取扱手数料等
その他の医療収入	その他の附随収入
入院代、ベッド代等差額収入	
健康診断等証明収入	
患者、付添人食事代収入	
生産品等販売収入	
受託技工、検査料等収入	
児童福祉法 (社会保険診療に該当しないもの)	
介護保険法 (社会保険診療に該当しないもの) ※2以外	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(社会保険診療に該当しないもの)	小 計 (イ)
小 計 (イ)	合 計 (イ)+(イ) (エ)

※1 児童福祉法の規定に基づく【療育の給付】、【肢体不自由児通所医療】、【障害児入所医療】、【指定小児慢性特定疾病医療支援】に係る収入に限ります。

※2 介護保険法の規定に基づく【訪問看護】、【訪問リハビリテーション】、【居宅療養管理指導】、【通所リハビリテーション】、【短期入所療養介護】（介護予防も含む）、【介護保健施設サービス】、【介護医療院サービス】、【指定介護療養施設サービス】に係る収入に限ります。

※3 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく【指定自立支援医療】、【指定療養介護医療】に係る収入に限ります。

医業等に係る収入金額に含めない収入		
国又は地方公共団体からの補助金等収入(医療事業の経費補填・取用による補償金)	円	各種引当金・準備金戻入額
福利厚生に係る従業員の社宅・寮・駐車場等の使用料及び食事代収入		還付金等(還付加算金は附随へ)
仕入割戻額		合 計 (イ)

◎ この所得区分計算書には、必ず次の書類を添付してください。

ア 収入の内訳がわかる書類（収入金額月別集計表等）

イ 所得税青色申告決算書1面の写し

ウ その他関係書類